

3つの新規条例を可決

精神障害者共同作業所の設置条例

障害者自立支援法に基づく事業を実施するため、「瑞穂町精神障害者共同作業所の設置及び管理に関する条例」の全部を改正するものです。

精神障害者地域活動支援センター設置条例

障害者自立支援法に基づく事業を実施するため、従前の瑞穂町精神障害者共同作業所の設置及び管理に関する条例から分離し、新規に「瑞穂町精神障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例」を制定するものです。

企業誘致促進条例

町内における企業の誘致を促進し、地域経済の活性化および雇用機会の創出を図るため、「瑞穂町企業誘致促進条例」を制定するものです。

組織条例の改正を可決

部の名称を変更するため、「瑞穂町組織条例」を改正するものです。

公益的法人等への町職員の派遣等に関する条例の改正を可決

社団法人瑞穂町シルバー人材センターの公益社団法人認定に伴い「公益的法人等への瑞穂町職員の派遣等に関する条例」を改正するものです。

職員給与条例の改正を可決

都人事委員会の報告に基づき、超過勤務手当の算定基礎を改めるため、「瑞穂町職員の給与に関する条例」を改正するものです。

国民健康保険税条例の改正を可決

基礎課税額などの算定規定の見直しをするため、「瑞穂町国民健康保険税条例」を改正するものです。

※詳しい内容は、納税通知書に同封される「お知らせ」または、「広報みずほ7月号」をご覧ください。

国民健康保険条例の改正を可決

23年3月までの出産育児一時金の暫定支給額42万円を、23年度以降も継続支給するため、「瑞穂町国民健康保険条例」を改正するものです。

会館条例の改正を可決

元狭山会館の供用を廃止するため、「瑞穂町立会館条例」を改正するものです。これにより、6月1日から使用できなくなります。

町民会館条例の改正を可決

町民会館の使用時間を変更するため、「瑞穂町民会館条例」を改正するものです。これにより、今まで月曜日のみ午前9時から午後5時までであったものが、すべての曜日で午前9時から午後10時まで使用できることとなります。

道路占用料徴収条例の改正を可決

町の道路占用料は、都の道路占用料に準拠しており、22年4月の東京都道路占用料等徴収条例の改正を受け「瑞穂町道路占用料徴収条例」を改正するものです。

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意

固定資産評価審査委員会委員に村上嘉男氏（石畑）を再任することに同意しました。任期は平成23年3月19日から平成26年3月18日までです。

町道の認定を可決

開発行為による新設道路の譲渡に伴い、新たに930号線を認定しました。
起点 二本木490番地1
終点 二本木493番地20



補正予算

一般会計予算を4億1,211万1千円減額し、また、9つの特別会計を総額3億9,893万6千円減額する補正予算を可決しました。